

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市体育館		
所在地	宇都宮市元今泉5丁目6番18号		
根拠条例等	宇都宮市体育施設条例（昭和62年条例第20号） 宇都宮市体育施設条例施行規則（昭和62年規則第6号）		
設置年月日	昭和55年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	体育館の貸出し	
開館時間	月～土曜日 午前9時から午後9時まで（火曜日を除く。） 日曜、祝祭日 午前9時から午後5時まで		
休館日	毎週火曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	369,607千円（18施設分）	
	使用料（利用料金）収入	35,545千円	
利用者数(のべ人数)	312,527人		
施設構造	鉄筋コンクリート造3階建		
敷地面積 (㎡)	20,018㎡	延床面積 (㎡)	12,022㎡

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	主競技場	—	1,900
	副競技場	—	952
	武道場	—	600
	トレーニング室	—	450
	幼児体育室	—	167

そ の 他 特 記 事 項	宇都宮市体育施設条例第15条及び宇都宮市公園条例第41条に基づく利用料金減免の内容は下表のとおり（18施設分）			
	年度	利用者区分	件数	減免額
	平成26年度	障がい者，介助者	1,127件	934,090円
		学校教育活動	337件	678,340円
		小計	1,464件	1,612,430円
	平成27年度	障がい者，介助者	1,566件	1,321,780円
		学校教育活動	132件	290,700円
		小計	1,698件	1,612,480円
	平成28年度	障がい者，介助者	1,849件	2,201,380円
		学校教育活動	33件	150,580円
		小計	1,882件	2,351,960円
	合計（過去3年度）		5,044件	5,576,870円

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市雀宮体育館		
所在地	宇都宮市南町6番3号		
根拠条例等	宇都宮市体育施設条例（昭和62年条例第20号） 宇都宮市体育施設条例施行規則（昭和62年規則第6号）		
設置年月日	昭和60年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り、市民心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館の貸出し ・ 屋外運動施設の貸出し 	
開館時間	月～土曜日	午前9時から午後9時まで（火曜日を除く。）	
	日曜、祝祭日	午前9時から午後5時まで	
休館日	毎週火曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	0	
	使用料（利用料金）収入	36,769千円	
利用者数(のべ人数)	82,080人		
施設構造	鉄筋コンクリート造2階建		
敷地面積 （㎡）	14,601㎡	延床面積	3,124㎡
		（㎡）	

主な施設内容	施設名		定員（人）	面積（㎡）
	体育館	競技場	—	1, 5 3 5
		多目的室	—	1 8 6
		トレーニング室	—	1 2 4
運動広場		—	ソフトボール場 1 面 ゲートボール場 1 面	
庭球場		—	クレールコート 2 面	
そ の 他 特 記 事 項				

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市明保野体育館		
所在地	宇都宮市明保野町7番9号		
根拠条例等	宇都宮市体育施設条例（昭和62年条例第20号） 宇都宮市体育施設条例施行規則（昭和62年規則第6号）		
設置年月日	昭和62年2月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	体育館の貸出し	
開館時間	月～土曜日	午前9時から午後9時まで（月曜日を除く。）	
	日曜，祝祭日	午前9時から午後5時まで	
休館日	毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日），年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）		
	使用料（利用料金）収入	27,571千円	
利用者数(のべ人数)	55,052人		
施設構造	鉄筋コンクリート造2階建		
敷地面積 (m^2)	2,994 m^2	延床面積 (m^2)	1,722 m^2

主な施設内容	施設名		定員（人）	面積（㎡）
	体育館	競技場	—	924
		トレーニング室	—	120
		プレールーム	—	120
その他 特記事項	/			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市サッカー場		
所在地	宇都宮市中久保2丁目1番25号		
根拠条例等	宇都宮市体育施設条例（昭和62年条例第20号） 宇都宮市体育施設条例施行規則（昭和62年規則第6号）		
設置年月日	昭和54年8月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	サッカー場の貸出し	
開館時間	午前9時から午後5時まで（水曜日を除く。）		
休館日	毎週水曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	—	
	使用料（利用料金）収入	1,776千円	
利用者数(のべ人数)	21,910人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	21,888㎡	延床面積 (㎡)	—

	施設名	定員（人）	面積（㎡）
主な施設内容	メイングラウンド	—	9, 5 2 0
	サブグラウンド	—	2, 1 7 4
そ の 他 特 記 事 項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市弓道場		
所在地	宇都宮市屋板町231番地1		
根拠条例等	宇都宮市体育施設条例（昭和62年条例第20号） 宇都宮市体育施設条例施行規則（昭和62年規則第6号）		
設置年月日	平成4年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため。	
	業務内容	弓道場の貸出し	
開館時間	月～土曜日 午前9時から午後9時まで（月曜日を除く。） 日曜，祝祭日 午前9時から午後5時まで		
休館日	毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日），年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）		
	使用料（利用料金）収入	2,495千円	
利用者数(のべ人数)	20,045人		
施設構造	鉄筋コンクリート造平屋建		
敷地面積 (㎡)	58,495㎡ (屋板運動場内)	延床面積 (㎡)	728㎡

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	弓道場（10人立）	—	890
そ の 他 特 記 事 項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市屋板運動場		
所在地	宇都宮市屋板町231番地1		
根拠条例等	宇都宮市体育施設条例（昭和62年条例第20号） 宇都宮市体育施設条例施行規則（昭和62年規則第6号）		
設置年月日	昭和62年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	運動広場，庭球場の貸出し	
開館時間	月～土曜日 午前9時から午後9時30分まで（月曜日を除く。） 日曜，祝祭日 午前9時から午後5時まで		
休館日	毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日），年末年始（12月29日～1月3日） ※ 5月1日～10月31日は無休		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）		
	使用料（利用料金）収入	19,061千円	
利用者数(のべ人数)	99,501人		
施設構造	—		
敷地面積 (m ²)	58,495m ²	延床面積 (m ²)	—

	施設名	定員 (人)	面積 (㎡)
主な施設内容	運動広場	—	17,348
	庭球場 (15面)	—	14,305
その他 特記事項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	清原中央公園		
所在地	宇都宮市清原工業団地14番地		
根拠条例等	宇都宮市公園条例(昭和29年条例第27号) 宇都宮市公園条例施行規則(昭和38年規則第15号)		
設置年月日	昭和63年5月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及を図り, 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	体育館, 野球場, 庭球場の貸出し	
開館時間	《体育館》 月～土曜日 午前9時から午後9時まで(月曜日を除く。) 日曜, 祝祭日 午前9時から午後5時まで 《野球場, 庭球場》 【4月10日～11月30日】 月～土曜日 午前9時から午後9時30分まで(月曜日を除く。) 日曜, 祝祭日 午前9時から午後8時まで 【12月1日～4月9日】 午前9時から午後5時まで(月曜日を除く。)		
休館日	毎週月曜日(祝祭日の場合はその翌日), 年末年始(12月29日～1月3日)		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)	-	
	使用料(利用料金)収入	25,441千円	
利用者数(のべ人数)	240,217人		
施設構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建(体育館)		
敷地面積 (㎡)	99,916㎡	延床面積 (㎡)	26,989㎡

主な施設内容	施設名		定員（人）	面積（㎡）
	清原体育館	主競技場		—
副競技場			—	874
柔道場			—	198
剣道場			—	130
トレーニング室			—	280
	宇都宮清原球場（1面）		—	10,736
	庭球場（8面）		—	6,400
その他の特記事項				

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

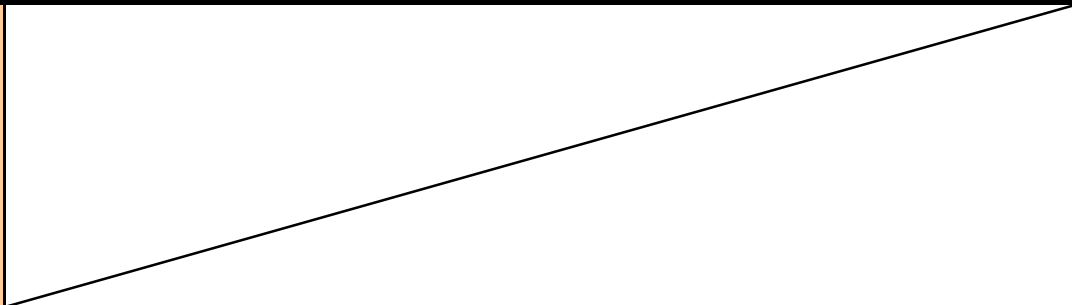
施設名	宮原運動公園		
所在地	宇都宮市陽南4丁目5番6号		
根拠条例等	宇都宮市公園条例(昭和29年条例第27号) 宇都宮市公園条例施行規則(昭和38年規則第15号)		
設置年月日	昭和36年9月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及を図り, 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場, 庭球場の貸出し	
開館時間	《野球場, 庭球場》 【4月10日～11月30日】 月～土曜日 午前9時から午後9時30分まで(水曜日を除く。) 日曜, 祝祭日 午前9時から午後8時まで 【12月1日～4月9日】 午前9時から午後5時まで(水曜日を除く。) ※ ただし, 庭球場はクレートであるため, 1月1日～3月31日まで休止		
休館日	毎週水曜日(祝祭日の場合はその翌日), 年末年始(12月29日～1月3日), 《野球場・庭球場》5月1日～10月31日は無休		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)		
	使用料(利用料金)収入	3,060千円	
利用者数(のべ人数)	17,856人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	50,704㎡	延床面積 (㎡)	—

	施設名	定員 (人)	面積 (㎡)
主な施設内容	野球場 (1面)	—	改修中
	庭球場 (6面)	—	4, 434
その他 特記事項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	駒生運動公園		
所在地	宇都宮市鶴田町3669番地		
根拠条例等	宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）		
設置年月日	昭和40年10月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場の貸出し	
開館時間	<p>【4月10日～11月30日】 月～土曜日 午前9時から午後9時30分まで（木曜日を除く。） 日曜，祝祭日 午前9時から午後5時まで</p> <p>【12月1日～4月9日】 午前9時～午後5時（木曜日を除く。）</p>		
休館日	毎週木曜日（祝祭日の場合はその翌日），年末年始（12月29日～1月3日） ※ 5/1～10/31は無休		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	—	
	使用料（利用料金）収入		
利用者数(のべ人数)	17,563人		
施設構造	—		
敷地面積 (m ²)	37,464 m ²	延床面積 (m ²)	—

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	野球場（2面）	—	20,589
そ の 他 特 記 事 項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	御幸公園野球場		
所在地	宇都宮市平出工業団地13番地1		
根拠条例等	宇都宮市公園条例(昭和29年条例第27号) 宇都宮市公園条例施行規則(昭和38年規則第15号)		
設置年月日	昭和46年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り, 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場の貸出し	
開館時間	午前9時から午後5時まで		
休館日	なし		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)	—	
	使用料(利用料金)収入	270千円	
利用者数(のべ人数)	2,559人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	9,745㎡	延床面積 (㎡)	—

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	野球場（1面）	—	9,745
その他の 特記事項	<p>使用する月の前月の14日までは地元優先の地元受付。15日以降は一般貸出とし、市体育館で受付開始</p>		

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	鬼怒川緑地運動公園石井緑地		
所在地	宇都宮市石井町字大島2326番地		
根拠条例等	宇都宮市公園条例(昭和29年条例第27号) 宇都宮市公園条例施行規則(昭和38年規則第15号)		
設置年月日	昭和46年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り, 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場, 多目的運動場の貸出し	
開館時間	午前9時から午後5時まで(水曜日を除く。)		
休館日	毎週水曜日(祝祭日の場合はその翌日), 年末年始(12月29日~1月3日)		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)		
	使用料(利用料金)収入	2,453千円	
利用者数(のべ人数)	74,497人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	135,985㎡	延床面積 (㎡)	—

	施設名	定員（人）	面積（㎡）
主な施設内容	野球場（4面）	—	43,354
	多目的運動広場（サッカー場6面）	—	45,672
その他 特記事項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	柳田緑地		
所在地	宇都宮市柳田町字屋敷東右岸		
根拠条例等	宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）		
設置年月日	昭和50年7月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場，ソフトボール，サッカー場の貸出し	
開館時間	午前9時から午後5時まで（木曜日を除く。）		
休館日	毎週木曜日（祝祭日の場合はその翌日），年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	—	
	使用料（利用料金）収入	1,727千円	
利用者数(のべ人数)	41,253人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	249,000㎡	延床面積 (㎡)	—

	施設名	定員（人）	面積（㎡）
主な施設内容	野球場（5面）	—	41,877
	ソフトボール場（4面）	—	30,000
	サッカー場（1面）	—	11,730
その他の 特記事項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	みずほの中央公園		
所在地	宇都宮市瑞穂3丁目3番		
根拠条例等	宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）		
設置年月日	昭和57年10月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場，アーチェリー場及びゲートボール場の貸出し	
開館時間	《野球場》 午前9時から午後5時まで 《アーチェリー場》 午前9時から午後9時まで		
休館日	なし		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	—	
	使用料（利用料金）収入	831千円	
利用者数(のべ人数)	5,899人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	24,712㎡	延床面積 (㎡)	—

	施設名	定員（人）	面積（㎡）
主な施設内容	野球場（2面）	—	11,400
	アーチェリー場	—	—
	ゲートボール場（4面）	—	—
その他 特記事項	<p>使用する月の前月の14日までは地元優先の地元受付。15日以降は一般貸出とし、市体育館で受付開始</p>		

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	道場宿緑地		
所在地	宇都宮市道場宿町字上河原地先		
根拠条例等	宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）		
設置年月日	昭和62年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場、ソフトボール場の貸出し	
開館時間	午前9時から午後5時まで（木曜日を除く。）		
休館日	毎週木曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	—	
	使用料（利用料金）収入	544千円	
利用者数(のべ人数)	10,534人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	89,244㎡	延床面積 (㎡)	—

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	野球場（2面）	—	22,518
	ソフトボール場（4面）	—	24,229
その他 特記事項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	清原南公園野球場		
所在地	宇都宮市清原工業団地2番地		
根拠条例等	宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）		
設置年月日	昭和63年4月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため。	
	業務内容	野球場の貸出し	
開館時間	午前9時から午後5時まで（月曜日を除く。）		
休館日	毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	—	
	使用料（利用料金）収入	480千円	
利用者数(のべ人数)	6,547人		
施設構造	—		
敷地面積 （㎡）	9,589㎡	延床面積 （㎡）	—

	施設名	定員 (人)	面積 (㎡)
	野球場 (1面)	—	9, 589
その他 特記事項			

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	陽南第一公園		
所在地	宇都宮市大塚町1番地		
根拠条例等	宇都宮市公園条例(昭和29年条例第27号) 宇都宮市公園条例施行規則(昭和38年規則第15号)		
設置年月日	昭和57年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り, 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	野球場, 相撲場, ゲートボール場の貸出し	
開館時間	—		
休館日	なし		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)	—	
	使用料(利用料金)収入	—	
利用者数(のべ人数)	34,297人		
施設構造	—		
敷地面積 (㎡)	25,107㎡	延床面積 (㎡)	—

	施設名	定員（人）	面積
主な施設内容	野球場	—	2面
	相撲場	—	1面
	ゲートボール場	—	2面
その他 特記事項	<p>使用する月の前月の14日までは地元優先の地元受付。15日以降は一般貸出とし、市体育館で受付開始</p>		

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	陽南第二公園		
所在地	宇都宮市大和2丁目9番		
根拠条例等	宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）		
設置年月日	昭和57年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り，市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	ゲートボール場の貸出し	
開館時間	—		
休館日	なし		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	—	
	使用料（利用料金）収入	—	
利用者数(のべ人数)	—		
施設構造	—		
敷地面積 (m ²)	10,718 m ²	延床面積 (m ²)	—

	施設名	定員（人）	面積
主な施設内容	ゲートボール場	—	4面
	自由広場	—	
その他 特記事項	地元で利用調整		

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	錦中央公園		
所在地	宇都宮市今泉町157番地		
根拠条例等	宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号） 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年規則第15号）		
設置年月日	昭和57年3月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため	
	業務内容	ソフトボール場、庭球場及びゲートボール場の貸出し	
開館時間	—		
休館日	なし		
現在の指定管理者	公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）		
	使用料（利用料金）収入		
利用者数(のべ人数)	23,024人		
施設構造	—		
敷地面積 (m ²)	14,760 m ²	延床面積 (m ²)	—

	施設名	定員（人）	面積
主な施設内容	ソフトボール場	—	1面
	庭球場	—	2面
	ゲートボール場	—	1面
その他 特記事項	<p>使用する月の前月の14日までは地元優先の地元受付。15日以降は一般貸出とし、市体育館で受付開始</p>		